公布した条例一覧

令和８年

| 公布番号 | 条例名 |
| --- | --- |
| 37 | 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 38 | 杉並区印鑑条例の一部を改正する条例 |
| 39 | 杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例 |
| 40 | 杉並区景観条例の一部を改正する条例 |

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和８年１０月１９日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区条例第３７号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年杉並区条例第３８号）の一部を次のように改正する。

別表第１の５の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| ５の２　区長 | 杉並区子どもの医療費の助成に関する条例（平成５年杉並区条例第１８号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第１の９の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| ９の２　区長 | 妊娠高血圧症候群等にり患している者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第２の９の項中

「

| | | |
|---|---|---|
| | | 都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの |

」

を

「

| | | |
|---|---|---|
| | | 杉並区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| | | 都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの |

| | | |
|---|---|---|
| | | |

」

に改め、同表の１７の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| １７の２　区長 | 児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）附則第１３条第１項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第１２条の規定による改正前の児童手当法附則第２条第１項の給付（以下「旧特例給付」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの |

別表第２の２９の項中

「

| | | |
|---|---|---|
| | | 都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの |

」

を

「

| | | |
|---|---|---|
| | | 区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの |

」

に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| ２９の２　区長 | 杉並区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であ | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 国民健康保険法による保険給付の支 |

| | | |
|---|---|---|
| | って規則で定めるもの | 給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの |

別表第２の３３の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| ３３の２　区長 | 妊娠高血圧症候群等にり患している者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

別表第２の３９の３の項中

「

| | | |
|---|---|---|
| | | 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成 |

| | | |
|---|---|---|
| | | に関する情報であって規則で定めるもの |

」

を

「

| | | |
|---|---|---|
| | | 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの |

」

に改め、同表の４０の項、４２の項及び４３の項中「保険給付」を「保険給付の支給」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| ４４　区長 | 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和４７年東京都条例第１１７号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和８年１０月１９日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区条例第３８号

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例

杉並区印鑑条例（昭和５０年杉並区条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第２０条第１項中「個人番号カード（」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、」に改め、「第２２条第７項」の次に「（公的個人認証法第２２条の３第２項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第１項」を「公的個人認証法第２２条第１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

資　　料

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 新　　条　　例 | 旧　　条　　例 |
| --- | --- |
| （多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）<br>第２０条　前２条の規定にかかわらず、印鑑登録者（規則で定める者を除く。）は、多機能端末機（民間事業者が設置した多様なサービスを提供する機能を有する端末機で、区の電子計算機と電気通信回線で接続され、自動的に証明書を交付するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第７項 | （多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）<br>第２０条　前２条の規定にかかわらず、印鑑登録者（規則で定める者を除く。）は、多機能端末機（民間事業者が設置した多様なサービスを提供する機能を有する端末機で、区の電子計算機と電気通信回線で接続され、自動的に証明書を交付するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード（　　）電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第７項 |

| | |
|---|---|
| （公的個人認証法第２２条の３第２項において準用する場合を含む。）の規定により公的個人認証法第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 | の規定により同条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 |
| ２　略 | ２　略 |

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和８年１０月１９日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区条例第３９号

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和４５年杉並区条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「４，０００円」を「５，８００円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　改正後の第４条第２項の規定は、令和９年４月以後の月分の利用料について適用し、同年３月以前の月分の利用料については、なお従前の例による。

資　　料

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 新　　条　　例 | 旧　　条　　例 |
| --- | --- |
| （利用料及び延長利用料）<br>第４条　略<br>２　前条第１項の規定により学童クラブを利用する児童の保護者は、前項の規定にかかわらず、利用者１人につき月額５，８００円の利用料を、指定された期限までに納付しなければならない。<br>３　略 | （利用料及び延長利用料）<br>第４条　略<br>２　前条第１項の規定により学童クラブを利用する児童の保護者は、前項の規定にかかわらず、利用者１人につき月額４，０００円の利用料を、指定された期限までに納付しなければならない。<br>３　略 |

杉並区景観条例の一部を改正する条例を公布する。

令和８年１０月１９日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区条例第４０号

杉並区景観条例の一部を改正する条例

杉並区景観条例（平成２０年杉並区条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第１０条第２項第２号中「堆積（たい）」を「堆積」に改め、同条第３項中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

第１６条第２項第１号中「第１６条第７項第１号から第３号まで」を「第１６条第８項第１号から第３号まで」に改める。

第１９条第２項第１号中「第１６条第７項第１号から第３号まで及び第５号」を「第１６条第８項第１号から第３号まで及び第６号」に改める。

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

資　　料

杉並区景観条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 新　　条　　例 | 旧　　条　　例 |
| --- | --- |
| （届出事項等）<br>第１０条　略<br>２　法第１６条第１項第４号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。<br>（１）　略<br>（２）　屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第２条第１項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第２条第４項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積<br>３　法第１６条第８項第１２号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。<br>（１）～（４）　略<br>４　略<br>（事前協議）<br>第１６条　略<br>２　前項の規定は、大規模建築物の建築等のうち次に掲げるものについては、適用しない。 | （届出事項等）<br>第１０条　略<br>２　法第１６条第１項第４号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。<br>（１）　略<br>（２）　屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第２条第１項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第２条第４項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積（たい）<br>３　法第１６条第７項第１１号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。<br>（１）～（４）　略<br>４　略<br>（事前協議）<br>第１６条　略<br>２　前項の規定は、大規模建築物の建築等のうち次に掲げるものについては、適用しない。 |

| | |
|---|---|
| （１）　法第１６条第８項第１号から第３号までに該当するもの | （１）　法第１６条第７項第１号から第３号までに該当するもの |
| （２）～（４）　略 | （２）～（４）　略 |
| （事前協議） | （事前協議） |
| 第１９条　略 | 第１９条　略 |
| ２　前項の規定は、公共施設の整備のうち次に掲げるものについては、適用しない。 | ２　前項の規定は、公共施設の整備のうち次に掲げるものについては、適用しない。 |
| （１）　法第１６条第８項第１号から第３号まで及び第６号に該当するもの | （１）　法第１６条第７項第１号から第３号まで及び第５号に該当するもの |
| （２）及び（３）　略 | （２）及び（３）　略 |